

## 【RSD・医療ミス裁判の概要と解決内容と意義】

以下は、総括集：「泣き寝入りせず 医療ミス裁判に一石を投じる」よりの抜粋です。

原告は、1999年6月、川口市内で交通事故に遭い、済生会川口総合病院に入院中、採血が原因で治療困難なRSDにされてしまいました。同病院では、RSDの診断ができず、無理やり右手を動かして症状を悪化させました。本人の希望により、2ヵ月後、東京医科歯科大学付属病院に転院してから、初めてRSDと診断されました。その後、交通事故の保険金が「医療ミスの疑い」で打ち切られるなかで、2003年1月に東京地方裁判所に提訴しました。済生会と同病院は、医療ミス認めず「RSDになったのは本人のせい(素因)による」と主張してきましたが、裁判所において次のように和解が成立し、全面解決に至りました。

- ① 被告らは、原告に対し、原告が本件交通事故及び本件採血の後に反射性交感神経性ジストロフィー（RSD）に罹患したことは大変お気の毒であり、これについて遺憾の意を表明する。
- ② 被告済生会は、これまで「患者第一」を理念として医療に従事してきており、今後も本件を契機にその理念に向かって、いっそう職員の教育・研修に努める所存であることを、原告に対して表明する。
- ③ 被告らは、原告に和解金6800万円を支払う。

### <和解内容の意義>

#### ① 医療ミスを事実上認めたもの

この解決は、被告側に損害賠償責任を全面的に負わせたものであり、事実上済生会の医療ミスを認めたものとなりました。その結果、済生会は、原告に対し、「遺憾の意」と再発防止に向けた「教育・研修に努める」ことを表明したものです。

原告は、提訴の時から「他の人に同じような思いをさせたくない」と、済生会に対して謝罪と再発防止を求めてきましたがこれが事実上果たせたものであり今後の医療ミスの解決に役立つものです。

#### ② 厚生労働省の認定基準を上回る解決金の支払い

更に、和解金は、後遺障害5等級「右上肢の用を全廃したもの」には及ばなかったものの、RSDのような激痛＝目に見えない苦しみをプラスして、厚生労働省のRSDに関する認定基準の上限（7級）を上回って保障したのは、全国的に見て初めてあるいはまれな事例であり、RSDの患者の皆さんを励ますものとなりました。